

2021年改正少年法から考える、少年法の変遷

法律学科4年 大石実優

1. はじめに
2. 少年法とは
3. 2021年改正法の概要
4. これまでの少年法の改正
5. おわりに

1. はじめに

2017年3月より、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会設置の議論が開始され、2020年9月に答申書をまとめ、2021年2月19日に「少年法等の一部を改正する法律案」が衆議院に提出されたのちに、2022年4月1日より、同法が施行された。

私は昨年度より少年法ゼミナールに所属しており、少年法の必要性という根柢の部分に興味があった。少年法は一般社会に深く浸透・理解されているものではないため、私も本ゼミナールに所属するまでは少年法についての知識はほとんどなく、「何故少年は罪を犯しても刑罰を受けないのか」と考えていたほどであった。しかしながら、グループディスカッションやディベートを通じて様々な観点から少年法について学修していく中で少年法についての理解が深まっていく中で、前述のように法改正がなされ、今年度4月より施行されることとなった。本改正を踏まえて、改めて少年法のあるべき姿について検討してみたい。

2. 少年法とは

そもそも少年法とは、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とするものであり（少年法第1条）、実体法としての少年法は、犯罪＝刑罰、非行＝処分（制裁措置）の図式を否定し、要保護性に対応した処遇を要求する¹といったものである。そのため、少年法の最大の目的である健全育成の達成に向けて、少年の要保護性や可塑性に鑑み、家庭裁判所調査官による調査によって、少年一人ひとりにとって最適な処遇の形を判断・実施していくことが必要とされる。

3. 2021年改正法の概要

¹ 澤登俊雄『少年法入門』[第6版]（有斐閣、2018年）6頁。

続いて、2021年改正法の中身について触れていく。主な改正点としては三点あり、①18歳・19歳の少年に対して「特定少年」という位置づけをなし、彼らにも引き続き全件送致主義を適用するものの、逆送決定後は20歳以上の者と原則同様に扱われるようになったこと、②原則逆送対象事件の範囲が拡大されたこと、そして、③実名報道が解禁されたことである²。これらについて順にみていきたい。

まず①についてであるが、この点が最も改正前とは大きく異なった点であると考えている。この特定少年という位置づけは、18・19歳の者は、成長途上にあり、罪を犯した場合にも適切な教育や処遇による更生が期待できるとしながらも、選挙権年齢や民法の成年年齢の引下げにより、重要な権利・自由を認められ、責任ある主体として社会に参加することが期待される立場となったことで、18・19歳の者については、少年法においても、その立場に応じた取扱いをするため、原則逆送対象事件を拡大し、実名等の報道（推知報道）を一部解禁するなど、17歳以下の少年とは異なる特例を定めることとしているようである³。以上のことから、特定少年も少年法が意味する「少年」ではあるのだから、原則としては健全育成を目的としているけれども、責任ある主体として積極的な社会参加が期待される立場であるため、犯した罪の責任に照らして許容される限度を超えない範囲内で保護処分を行う⁴などの特例を設けたうえでの保護対象であるといった考え方が窺える。

続いて②についてである。これについては①でも若干触れたが、現行法第62条では、「死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるとき」、「16歳以上の少年が、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させたとき」に逆送の対象になると定められているが、改正法第62条1項及び2項では、「罪質及び犯情に照らして刑事処分を相当と認めるとき」として対象事件の制限の撤廃と、「18歳以上の少年の時に犯した、死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯した特定少年」という文言の追加がなされた。これにより、新たに強盗罪、現住建造物等放火罪、組織的詐欺罪等についても、特定少年については原則逆送対象事件の対象となることとなった。この点からも、特定少年は17歳以下の者よりも広く刑事処分を負うべき存在であると考えられているのだからということが感じられる。

最後に③についてである。これは、現行法第61条では、「家庭裁判所の審判にふされた少年、少年の時に犯した罪によって起訴された者について、実名や顔写真など本人であると推測できるような記事や顔写真を出版物に掲載してはならない。」と定めているのに対して、改正法68条では、「第61条の規定は、特定少年の時犯した罪により控訴を提起された場合における同条の記事又は顔写真については、適用しない（但し書きにて略式手続きの場合は例外であるとの規定あり）。」としている。これにより、特定少年が罪を犯した際には、今までは禁止されて

² 法務省「少年法が変わります!」、〈[法務省：少年法が変わります! \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)〉(2022年12月23日閲覧。)

³ 法務省・前掲載(2)。

⁴ 衆議院インターネット審議中継(2021年3月25日)〈[衆議院インターネット審議中継 \(shugiintv.go.jp\)](https://www.shugiintv.go.jp)〉(2022年12月23日閲覧。)

いた推知報道が許されることとなった。これについては、インターネット上に掲載された記事などが半永久的に残り続けて、進学や就職など、社会復帰の妨げになるという指摘がある一方で、平成8年に少年による傷害致死事件で16歳の長男を亡くし、「少年犯罪被害当事者の会」の代表を務める武るり子さんは、18歳と19歳が起訴された場合、実名報道が可能になることについて「たしかに名前や顔写真が出ると少年の立ち直りに影響はあるかもしれないが、犯罪を起こした事実がある以上、実名報道はついてくるものだという自覚を持たせることが大事だと思う。名前が出たから社会で仕事がしにくいなどは理由にならない」と話しており⁵、どちらの意見も理解できるものである。実名報道を禁止する規定には、法改正前も改正後も罰則規定は設けられておらず、報道各所は改正少年法施行前に、ケース・バイ・ケースで判断するとしていたが、表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合⁶でなければ、特定少年における起訴後の実名報道は、少年のプライバシー保護や更生可能性を鑑みて、許されるべきでないようにも感じる。

4. これまでの少年法の改正

ここまで、2021年改正法について検討してきたが、少年法はこれまでも幾度も改正を重ねている。この変遷についても検討していきたい。

まず、旧少年法が1922（大正11）年に制定され、これはアメリカの国親思想に基づき「愛の法律」と呼ばれた。そして、矯正院法や司法保護事業法などの付属法とともに我が国の少年保護制度として、1948（昭和23）年に全面改正された現行少年法に引き継がれるまで26年間にわたって運用された⁷。このときは、どちらかという福祉的思考よりも刑事司法も色のほうが強かったように感じる。

そして第二次世界大戦後の憲法改正に基づき、1948（昭和23）年7月1日に新少年法が公布され、翌年1月1日から施行されることとなった。旧法と新法との根本的な違いは、行政機関である家庭裁判所である少年審判所は廃止され、少年に対する保護処分⁸の決定は、司法機関である家庭裁判所に行わせることとしたこと、旧法の検察官先議・刑事処分優先をやめ、裁判官先議・保護処分優先に改めたこと、さらには少年法の適用年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げたこと⁸等が挙げられる。

その後50年近くにわたって改正はなされなかったが、1997（平成9）年に起きた神戸連続児童殺傷事件がきっかけとなり、刑事処分可能な年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げることとなった。また、16歳以上の少年が故意に被害者を犯罪行為によって死亡させた場合、家庭裁判所から検察官へ送致されるといった規定も整うこととなった。さらに2003（平成15）年に

⁵ 18・19歳 起訴で実名報道も可能に 少年法改正 ポイントは？ NHK 政治マガジン（2021年5月21日）、[〈18・19歳 起訴で実名報道も可能に 少年法改正 ポイントは？ | NHK 政治マガジン〉](#)（2022年12月26日閲覧。）

⁶ 大阪高裁平12・2・29

⁷ 澤登・前掲注（1）246頁。

⁸ 澤登・前掲注（1）247頁。

長崎男児誘拐殺人事件、2004（平成 16）年に佐世保小 6 女児同級生殺害事件が発生し、少年犯罪の低年齢化が顕著となった。これを受けて、少年院送致の下限年齢が 14 歳以上からおおむね 12 歳以上に引き下げられる運びとなった。また翌年 2008（平成 20）年には、被害者の遺族が少年審判や刑事裁判に参加し、加害者に対し意見・質問ができるようになった。ここで、被害者遺族に対する支援制度が若干ではあるが認められるようになった。

そして 2009（平成 21）年に起きた大阪富田林市男子高校生殺害事件を受けて、大阪地裁は加害少年の更生等を鑑みて不定期刑を言い渡したが、飯島健太郎裁判長は「この刑では十分ではない。適切な法改正がされることを望む。」と言及し、この判決を契機に、有期刑の上限と不定期刑の引き上げがなされることとなった⁹。

このように、ある重大事件が起きた時に、今後同じような事件が発生した際に現状のままでは適切な処遇をなすことができない、というように比較的社会的移り変わりには適応しているようにはうかがえる。しかしながら、前述の 2021 年改正法においては、今までのように重大事件が起きたために修正を加えるようなものではなく、公職選挙法の選挙権年齢及び民法の成人年齢が 18 歳以上になったこととの整合性を図るためのものである。特定少年である 18・19 歳に対して社会参加をすることや責任のある主体であるということを求めながらも、精神的に未熟であり更生可能性に富んでいるといった非常に曖昧な立場をとった改正であると感じる。

5. おわりに

これまで検討してきたように、少年の健全育成を目的とした少年法は、重大事件の発生による法修正の必要性に応じて幾度の改正をなしてきた。今回の 2021 年改正法においては、単に国法上の整合性の統一といった理由でのものであるならば、特定少年という位置づけを作らずに、成人年齢が 18 歳＝もう大人であり、選挙に参加することをも国が求めているということで、少年法の適用対象から除外すべきなのではないかとも感じる。また、はじめにの部分でも述べたように、少年法の考え方や理念といったものは世間に広く一般的に知れ渡っているものではないため、一層法の知識がない国民には理解しがたい考え方により近づいてしまったのではないかとも考える。

少年犯罪自体は減少傾向にある中で、本改正が少年犯罪にとってどう関わっていくのかについて、今後も着目していきたい。

⁹ 少年法改正の流れとは！？改正ポイントと背景を解説 法律情報局（2019 年 9 月 12 日）、[〈少年法改正の流れとは！？改正ポイントと背景を解説 | 法律情報局 \(iaifa.org\)〉](#)（2023 年 1 月 6 日閲覧。）